

## 入間市主催事業等の開催に伴うガイドライン（案）

### 1 前提条件

屋内外や参加人数に関わらず、感染リスク回避への対応が整わない市主催のイベントや会議等は原則開催を認めない。

- ① イベント、会議の時間は必要最低限とする。
- ② 指定管理者、関係団体等が実施するイベント等についても、本ガイドラインを参考とするよう周知する。
- ③ 市が後援するイベント等についても、本ガイドラインを遵守する。
- ④ 可能なかぎり、対面しない形式の方法（オンライン開催、書面開催等）を活用することを推奨する。

### 2 開催を認める条件

- ① 屋内イベントは、原則 100 人以下、かつ施設の収容定員の半分以下の参加人数の場合、開催を可とする。
- ② 屋外イベントは、原則 200 人以下、かつ人ととの距離を十分に確保（2m を目安）できる場合に開催を可とする。

### 3 開催時に必要な感染防止策（事前周知が望ましい）

- ① 会場及び待合場所等における 3 つの密（密閉・密集・密接）を徹底して排除する。
- ② 人ととの間隔はできるだけ 2m（最低 1m）空ける。  
(特に高齢者や基礎疾患がある方に配慮する)
- ③ 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等を避けるよう周知する。
- ④ 参加者へは事前に検温と体調確認をお願いし、発熱（37.5℃以上）、呼吸器症状（咳や喉の痛みなど）、倦怠感（だるさ）のある方の参加を断る。
- ⑤ マスク着用の周知や、未所持の方への配布等を行う。
- ⑥ 会場の入り口等に手指の消毒液を設置する。
- ⑦ こまめに換気を行う（1～2 時間ごとに 5～10 分を目安に可能な限り 2 つ以上の窓を同時に開ける）。
- ⑧ 他人と共有する物品、複数の人の手が触れる場所等を定期的に消毒する。
- ⑨ 咳エチケットの励行および手洗いの徹底を呼びかける。
- ⑩ クラスターが発生した場合に備え、来場者・関係者等の名簿を作成し、連絡先を適正に管理する。
- ⑪ 2 週間以内に国外（感染流行国）や国内の集団感染施設等に旅行・出張した方は、参加を断る。
- ⑫ 適宜、来場者の入場制限や誘導を行う。
- ⑬ イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける。
- ⑭ 座席数の間引きや対面を避けるなど、利用者が密接しない座席の配置を行う。
- ⑮ 人と人が対面する場合は、アクリル板・透明ビニールカーテン等で遮断する。
- ⑯ 上記のほか、開催場所に応じた必要な感染症防止対策を講じる。